

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の納付）

第 228 条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあっては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあっては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の 100 分の 5 以上の額（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあっては請負代金の額の 100 分の 10 以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあっては予定価格の 100 分の 10 以上の額であつて契約権者が定める額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券
 - (2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 3 前項の場合において、同項第 1 号の有価証券の担保価額の算定については、第 169 条第 1 項に規定するところによる。
- 4 契約権者は、第 2 項第 2 号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させることは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に

参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあっては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付等)

- 第231条** 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

- 第233条** 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。
- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

(遅延利息)

- 第235条** 契約の相手方の履行遅滞による遅延利息は、年2.5パーセントの割合としなければならない。
- 2 前項の場合において、別に分割履行を認める旨の約定をするときは、遅滞部分に相当する金額についてのみ、これを計算するものとしなければならない。
- 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(一般競争入札の公告)

- 第246条** 契約権者（県北地方特定入札事務に係る場合にあっては出納局長、その他地方特定入札事務に係る場合にあっては地方振興局長。以下この項、次条、第257条から第259条まで、第262条、第263条、第269条第1項、第274条の2第1項及び第2項、第274条の4第2項、第274条の7第1項、第2項及び第4項、第274条の8、第274条の10、第274条の12並びに第293条において同じ。）は、一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、別に定める場合を除き、入

札期日（電子入札にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも 10 日前に、福島県報、新聞紙、掲示その他の方法により、施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告をしなければならない。この場合において、急を要するときは、その期間を 5 日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行なわなければならぬ。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 電子入札又は郵便のみによる入札を行おうとするときは、その旨
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札執行及び開札の場所及び日時（電子入札にあっては、電子入札記録をすることのできる期間並びに開札の場所及び日時）
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
- (7) 入札に参加する者に必要な資格
- (8) 前号の資格を有することの確認の方法に関する事項
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (10) その他必要な事項

（入札保証金の額）

第 248 条 契約権者（当該入札について第 4 条第 2 項及び第 3 項の表 3 の項の規定により同項に規定する事務の委任がなされている場合にあっては、当該事務の委任を受けている者。次条、第 250 条において準用する第 230 条第 1 項、第 251 条第 1 項及び第 3 項、第 253 条第 2 項、第 265 条並びに第 274 条の 7 第 3 項において同じ。）は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額（単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあっては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の 100 分の 3 以上の額（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあっては、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10 以上の額であって契約権者が定める額）の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせ、又はその納付に代えて第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあっては、当該有価証券又は当該入札に關して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足りる資力を有する旨の保証証書）を担保として提出させなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保

証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) その他別に定めるとき。
- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならぬ。

（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付せなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による